

○桐蔭横浜大学利益相反マネジメント規程

(平成 31 年 4 月 1 日制定)

最終改正：令和 7 年 5 月 19 日

(目的)

第 1 条 この規程は、桐蔭横浜大学の研究者等が、研究や産官学連携活動を適切かつ円滑に遂行するために遵守すべき利益相反に関する基本的考え方について明らかにすることを目的とする。

(定義)

第 2 条 この規程における用語の定義は、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 研究者等

専任教員、非常勤講師、客員研究員、その他本学において研究に関わる者

(2) 利益相反

外部からの経済的な利益関係等によって、大学の使命・利益及び研究者の責務より自己又は第三者の利益を優先させること。

(3) 経済的な利益関係

研究者が自ら所属し研究を実施する機関以外の機関等との間で給与等を受け取るなどの関係を持つこと。

(4) 納入等

給与、サービス対価（コンサルタント料、謝金等）、産官学連携活動に係る受入れ（受託研究、技術研修、研究者等の受入れ、研究助成金の受入れ、依頼試験・分析、機器の提供等）、株式等（株式、株式買入選択権（ストックオプション）等）、知的所有権（特許、著作権及び当該権利からのロイヤルティ等）、その他何らかの金銭的価値を持つもの（ただし、公的機関から支給される謝金等は除く。）

(個人としての利益相反に関するマネジメント・システムの枠組み)

第 3 条 個人としての利益相反に関するマネジメント・システムの基本的考え方は、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 個人的利益に関連して透明性を確保すること。

(2) 問題の生じる可能性のあることについて事前に予防措置を取りうる体制を作ること。

(3) 単純で明快なルールを作成すること。

(4) 本条第 1 号から第 3 号のマネジメント・システムについては、学内の研究者等に対して十分な啓発活動を行うとともに、状況の変化に対応できるよう、隨時見直しを行うこと。

2 学内に利益相反に関する審議、検討及び利益相反マネジメントに関する最終的な権限と責任を有する機関としては不正防止委員会がこの任に充たる。

- 3 研究者等は、企業等から受けた経済的な利益について、要請があった場合には、不正防止委員会に報告する義務を負うものとする。
- 4 研究者等から報告された経済的な利益関係に関する情報については、総務部研究推進課において、適切に管理し、記録として保存するものとする。
- 5 利益相反マネジメントのために各研究者等から報告された給与等の情報については、プライバシーに関わる部分は、原則として不開示情報として運用される。しかし、これら以外の、例えば統計的に処理した情報等については、不正防止委員会が必要に応じて開示の是非を判断する。

(利益相反問題に対処するための基本的ルール)

第4条 利益相反マネジメント・システムを運用するための基本的なルールは次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 個人に係る利益に関する透明性の確保のルール

個人に係る利益に関する透明性の確保のルールとは、研究者等が外部の企業等から受けた個人に係る利益について、個人のプライバシーを侵害しない範囲で、外部に公表していくことである。

(2) 意思決定に関する公正の確保のルール

意思決定に関する公正の確保のルールとは、大学と企業等との間で、契約等を結ぶかどうかの大学としての意思決定を行う際に、当該企業等から特定の個人に係る利益を得ている研究者等が存在するときは、当該研究者等をその意思決定に参画させないようにするということである。

(3) 職務の責任に応じた取扱いに関するルール

大学の研究者等の中でも、特に大学の意思決定に参画しうる立場の者や公的研究費による研究活動や産官学の活動を職務としている者については、他の通常の職務に従事している研究者等に比較して、利益相反に関して重い責任を負っているといえる。各研究者からの報告に基づいて利益相反に関する対処を検討する際は、その職務の責任に応じて利益相反関係の解消を求めることがある。

(事務)

第5条 この規程に関する事務は総務部研究推進課が取り扱う。

附 則

この規程は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和7年5月19日から施行する。